

2023年12月8日

日本共産党文京区議会議員団

小日向台町小学校等改築と国家公務員小日向住宅跡地の活用に係る

ご要望についての日本共産党文京区議団の見解

1、経過

日本共産党区議団は11月28日(火)、区議会第一応接室で小日向台町町会名の「文京区議会議員の先生方」(令和5年11月27日付)に書かれたご要望について、町会員より説明を受けました。翌11月29日(水)には「小日向台町小学校の改築を考える会運営」から「嘆願書～財務省跡地に、特養と共に、仮校舎を！」への署名の要請も受けました。

党区議団は11月29日の午前中に団会議で協議しており、そのすぐ直後に「嘆願書」への署名の要請があったわけですが、区議会議員全員が出席する本会議開始の寸前でした。そのため、この要請については保留させていただきました。

この間、党区議団は日本共産党国会議員団を通じて財務省に問い合わせを試みましたが、国側の説明は“区からの要請を受けて利用方針を決定した事業”といった趣旨の説明の域を超えていないのが率直な現状です。

そこで、改めて小学校改築検討や国有地活用の検討経過を振り返った上で、この見解をお伝えするものです。

2、「小日向二丁目国有地を小日向台町小の仮校舎用地に」という要望について

小日向台町小学校等改築基本構想(以下「基本構想」)を策定した計7回にわたる会議の記録を振り返ると、小日向二丁目国有地を仮校舎用地として活用して欲しいとの住民要望が、繰り返し提起されています。

また、区が令和5年3月にまとめた小日向2丁目国有地の活用方針(以下「活用方針」)収録の「意見募集の結果」にも、同国有地を仮校舎用地として活用して欲しいとの意見が根強く、多数寄せられていました。

住民の声を受け、党区議団は「小日向二丁目国有地を小日向台町小の仮校舎用地に」という要望を区議会で紹介し、区側に対応を求めてきた経緯があります。さらに「基本構想」策定後、説明会を求めた地元要望についても区側に対応を求めてきました。

しかし、区は「基本構想」「活用方針」のいずれにおいても、「小日向二丁目国有地を小日向台町小の仮校舎用地に」の要望については具体化しておりません。

区はその理由について、「活用方針」の「意見募集の結果」No.3で「国有地の活用にあたって国の要件や、区の行政需要等を踏まえ、活用方針素案でお示した特別養護老人ホームを整備することにした」(P43)と述べています。この「国の要件」の具体的な内容については、No.5で「国の要件の趣旨として、介護施設の必要性が高まっているということ」(P44)と述べています。

この「国の要件」とは、小日向二丁目国有地活用の当初方針であった「介護サービス基盤の確保を図ることとされたことを受け、用地確保が困難な都市部等

においては、賃料減額といった国有地の更なる活用促進」のことを指しています。

すなわち、介護サービス基盤整備した場合は、借地料を半額に減額するという「国の要件」を活用することで、区内での特養整備を目指す区の方針が進むと区が判断し、仮校舎用地としての活用は対象外とされ、後に、特養事業者選定等において、特養や育成室の建設に必要な面積を優先的に確保すると、他の用途の建築物の建築面積が確保できないとの説明も加えられたというのが経過でした。

このプロセスの中で、国は小日向二丁目国有地の活用について方針を売却から貸付に変更しています。国の方針変更に応じて区は、平成27年5月に「取得要望」を提出しましたが、平成28年4月には貸付要望を提出し直しました。

加えて、国は「更なる有効活用」を行うとして「介護・保育施設以外の用途に活用できる定期借地権の範囲の拡大」を行いました。福祉活用について「借地料半額」とする要件を維持しました。

区はこうした国の方針変更と“政策的誘導”に従った結果、仮校舎用地としての活用を対象外とする判断を継続していると言えます。

3、党区議団の見解について

小日向台町町会の要請を受け、改めてこれらの経緯を振り返り、党区議団として、以下の見解をお伝えします。

第一に、「住民が地方自治の主人公」という観点から「小日向二丁目国有地を小日向台町小の仮校舎用地に」との要望は極めて強固で重要であり、区は住民と話し合い、一致点を見出すことが不可欠だということです。小学校や特養ホームと言った極めて公共性の高い大型施設を建設するプロジェクトの成功には、住民と区の間にある大きな「不一致」は何としても解消しなくてはならないと考えます。

第二には、話し合いの結果、住民要望の方向で、小日向二丁目国有地を仮校舎用地とする判断をした場合は、特養開設の時期が現在予定する令和10年度より先送りとなることは必至（このことは、区も12/5付の「見解」で述べている）であり、この点についての新たな住民合意が必要になると考えます。更に、「介護施設活用について借地料半額とする」国の要件を活用するために、国が令和7年度までの特養事業者決定・契約するよう設定している締切り期日を延長するよう、国に要請し、協議して実現することも必要です。

尚、「嘆願書」への署名の要請を保留したのは、今後の事業変更への手続きが必要であること、また実施時期の遅れなど課題が生じることを予測しており、その解決のための対話が必要と考えているからです。

第三に、仮校舎用地としての小日向二丁目国有地の活用如何に関わらず、小日向台町小学校の改築中の教育環境を確保のために、民有地含む周辺地域の土地活用の具体化を、同時並行で進めることが必要と考えます

日本共産党文京区議団は、上記の見解を踏まえ引き続き、住民の皆さんと区の協議を尊重し、議会内外で尽力していくことを申し上げるものです。 以上